

JTA マイナンバー (JPIN) 関連規程改正の件

改正 (案)

* 赤字は説明文。取り消し線と黄色マーカーは削除部分、下線と太字斜体青字は訂正、変更、追加挿入文

2026年

1. JTA一般ランキング細則

タイトルの体裁修正、ランキングポイント換算方法の記載、文中の JTA (全角) と JTA (半角) に変更 (他の文言も同様)

P156

(ポイント)

~~第5条 (ポイント)~~

(中略)

3) ~~JTA~~JTAポイントは、~~ATP~~ATP・~~WTA~~WTA・ITF ランキングポイント保持者にも与えられる。
~~ATP~~ATPおよび ~~WTA~~WTAの1ポイントにつきそれぞれ200倍し、ITFの1ポイントにつきそれぞれ10倍し、~~JTA~~JTAポイントに加算する。過去1年以上 ~~ATP~~ATP・~~WTA~~WTAランキングに名前がなかった選手、または新規に選手登録をした選手は、~~JTA~~JTA Aランキング担当者宛てに、~~JTA~~JTA登録番号およびIPINと名前を申し出て、~~ATP~~ATP・~~WTA~~WTA・ITF ランキングポイントの加算を依頼する。ただし、ATP・WTA・ITFのランキングポイントについては、ITFの登録が日本国籍として登録されている選手のみ換算する。

4) 集計方法は、出場大会のうち、国際国内大会を問わず、ベスト20大会の合計とする。

修正 (P159)

2. ベテラン ~~JOP~~JOPランキング細則

(目的)

第1条

ベテラン JOP ランキング細則は、全日本ベテランテニス選手権（以下「全日本選手権 **ベテラン**」という。）に出場する選手の選考順位の決定、および、その他の競技会における運営の合理化に役立てるとともに、テニス界の発展に貢献することを目的とする

ランキングポイント換算方法の記載

P160

（適用）

第 6 条

国内 A ～ D グレード大会およびポイントを 2 倍した ITF 大会（ITFWC、MT1000、MT700）の中で、高得点の上位 3 大会の合計を集計する。

※ ただし、上項では、反映できる ITF 大会は高得点 1 大会のみを集計対象とする。

2. 国内 E1/E2 グレード大会およびポイントを 2 倍した ITF 大会（MT400）の中で、高得点の 1 大会合計を集計する。
3. 国内 F1/F2 グレード大会およびポイントを 2 倍した ITF 大会（MT200、MT100）の中で、高得点の 1 大会合計を集計する。
4. （日本 SM）を集計する。
5. 上項 1 ～ 4 を集計してベテラン JOP ランキングに反映する。

6. ATP・WTA・ITF のランキングポイントについては、ITF の登録が日本国籍として登録されている選手のみ換算する。

追記 (P164)

（改廃）

第 10 条

この細則の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。

附則 1.この細則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

平成 12 年 3 月 1 日 改正 平成 13 年 3 月 1 日 改正

平成 15 年 3 月 1 日 改正 平成 18 年 1 月 1 日 改正

平成 20 年 1 月 18 日 改正 平成 21 年 1 月 14 日 改正

平成 23 年 1 月 27 日 改正 平成 25 年 3 月 1 日 改正

平成 30 年 1 月 12 日 改正 令和元年 1 月 10 日 改正

令和3年1月15日改正 令和4年1月14日改正
令和5年1月16日改正 令和6年1月16日改正
令和7年1月14日改正 [令和7年9月10日改正](#)

p167 3. JTA ジュニアランキング細則

タイトルの体裁修正、全角を半角に修正

(目的)

第1条 ~~(目的)~~

この細則は、公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）選手・審判員等登録規程附則 [1](#) に基づき、全国ジュニアランキングを導入し、ジュニア選手の統一的な評価軸を設け、もってジュニア選手の健全育成と我が国における公正な競技環境の構築に資することを目的とする。

タイトルの体裁修正、関係規則の変更に伴う項目番号の修正

(参加資格及びポイントの獲得制限)

第4条 ~~(参加資格及びポイントの獲得制限)~~

「JTA ジュニアランキング対象大会管理細則」 [第7条](#)（参加資格）に準ずる。

タイトルの体裁修正、大会カテゴリーを変更・全角を半角に修正

(大会カテゴリー)

第5条 ~~(大会カテゴリー)~~

大会カテゴリーは以下の4区分とする

- 1) A大会
- 2) B大会
- 3) C大会
- 4) D大会

タイトルの体裁修正、ポイント表の変更に伴う修正・全角を半角に修正

(大会グレード)

第6条 (大会グレード)

大会のグレードは、別表 1「JTA ジュニアランキング ポイントブレイクダウン」に示す。大会のグレードは、大会カテゴリー、種目の年齢制限、試合方法等により決定する。

大会グレードの決定基準は、別途「JTA ジュニアランキング対象大会管理細則」により定める。年齢制限による区分は、11歳以下から18歳以下までの 1歳毎の 8区分とし、各区分に於いて適用するポイントは、別表 1「JTA ジュニアランキング ポイントブレイクダウン」の通りとする。

タイトルの体裁修正、関係規則の変更に伴う項目番号の修正・全角を半角に修正、D大会初戦敗者の獲得ポイントの見直し。

(ポイント)

第7条 (ポイント)

1) ポイントは「JTA ジュニアランキング対象大会管理細則」、第7条 (参加資格) に示す年齢区分の種目においてプレーした選手に対し、与えられる。

- ① 各グレードのポイントは別表 1「JTA ジュニアランキング ポイントブレイクダウン」に示す。
- ② 別表 1のグレードで、ポイントが与えられるドロージャー数に満たないトーナメントの時も、実際のドロージャー数に応じたポイントが与えられる。
- ③ 別表 1にあるドロージャー数を超えた参加者がある場合は、ポイントが与えられるラウンドまで勝ち進まなければ、いくら出場してもポイントは 0である。
- ④ 予選がある場合は、予選決勝敗者、同準決勝敗者等に繰り下がりポイントが与えられる。

(例：本戦 64ドロージャーの予選決勝敗退者はベスト 128、予選ベスト 4はベスト 256、予選ベスト 8はベスト 512)

- ⑤ BYE (バイ) が 1つまたは連続して 2つ以上あった選手が初戦で負けた場合は、負けたラウンドから 1つ戻ったラウンドのポイントが与えられる。1回戦バイ、2回戦敗者の場合、1回戦敗者のポイントとなる。予選についても同様とする。
- ⑥ ラッキールーザーは本戦ストレートインと同じ処理をする。
- ⑦ 本戦予選とも、1回戦もしくは 1回戦バイの場合の 2回戦にノーショウの選手は、ポイントおよび大会数は 0とするが、本戦の場合、当該者の中の予選勝ち抜き者には、勝ち上がったラウンドまでポイントは加算され、大会数は 1と算定する。
- ⑧ 悪質なコード違反で失格となった選手は、その大会での全てのポイントを没収され 0ポイントとなる。

- ⑨ 初戦をプレーした後ウィズドロー、リタイアした選手は到達したラウンドの敗者としてポイントが与えられる。
- ⑩ 初戦を勝った後、相手がウィズドロー、ノーショウ、デフォルトで勝ち上がり負けた場合は、到達したラウンドの敗者のポイントが与えられる。
- ⑪ 全日本ジュニア選抜室内テニス選手権大会予選リーグ4位の選手には、Best32のポイントを与える。
- ⑫ D大会の初戦敗者には、参加ポイントとして当該大会のグレードのベスト512のポイントが、参加ポイントとして与えられる。
- 2) ダブルスは、そのグレードのシングルスと同じポイントがチームの両選手に与えられる。
- 3) 「JTAジュニアランキング対象大会管理細則」、第7条（参加資格）に示すポイント対象以外の年齢区分の種目に出場した場合、ポイントは加算されず、大会数も0とする。
- 4) ITFジュニア大会は、国内大会と同様に1大会として扱い、ITFジュニアポイントは1ポイントにつき10倍し、JTAジュニアポイントと同様に扱う。ITFジュニア大会に出場する選手は、自分でITF登録番号（IPIN）を大会出場前に登録しなければならない。ただし、ITFのランキングポイントについては、ITFの登録が日本国籍として登録されている選手のみ換算する。
- 5) 集計方法は、出場大会のうち、国際・国内大会を問わず、ベスト5大会の合計とする。

タイトルの体裁修正、前条を追記・全角を半角に修正

(順位)

第8条 ~~(順位)~~

順位の決定は、JTAジュニアランキング作成時から過去52週間に開催されたトーナメントに出場し、そこで選手が得たJTAジュニアランキング対象大会（前条4）ITFジュニア大会も含む）で獲得したポイントの多い者を上位とする。

- 1) JTAジュニアポイントが同位（合計ポイントが同数）の時は、そのランキング作成時点で採用したITFジュニアランキング上位者を上位とする。
- 2) 前項で比較できない時は、過去52週間の出場大会数の少ない方を上位とする。
- 3) 前項によってもなお同位の場合は抽選で決定する。

タイトルの体裁修正、ランキング発表間隔の変更

(適用)

第9条 ~~(適用)~~

JTA ジュニアランキングは、原則として隔週（奇数週）で発表する。

タイトルの体裁修正

(改廃)

第 10 条 ~~(改廃)~~

この細則の改廃は、常務理事会の決議を経て行う。

改訂時期の追記 改訂を改正に修正

附則 1. この細則は、平成 30年 4月 1日より施行する。

平成 30 年 1 月 12 日制定
令和 4 年 1 月 14 日改訂正
令和 7 年 9 月 10 日改正